

スタートアップメンバー会員規約

第1条（総則）

この「スタートアップメンバー会員規約」（以下「本規約」という。）は、Megirba が運営するスタートアップメンバー制度を利用する目的で会員登録を行う者（以下「会員」という。）が遵守すべき規約として必要な事項を定めるものとする。

第2条（規約）

Megirba は、会員が遵守すべき事項として本規約を定め、また適宜変更することができ、これらの効力は全ての会員に及ぶものとする。

Megirba は、本規約を定めたとき又はこれらを変更したときは、会員に通知又は公表する。

第3条（本制度の目的）

本制度は、Megirba が従来の起業家支援施策に加え、新たな人材発掘のため、多様なバックグラウンドを持つ創業希望者等を継続的に支援し、自由で活発な交流の中から新たなビジネスのアイデアが生まれるコミュニティ創出を図り、更なる創業等を喚起することを目的とする。

第4条（本事業で提供するサービス）

本制度は、第3条の目的を達成するため、次の各号に定めるサービスを提供する。

相談員（インキュベーションマネージャー）による、起業・創業全般の相談

WEB、E-mail、SNS 等による各種情報提供

イベント・セミナー・交流会等の開催

事業化に向けたパートナー探索・チーム組成、各種イベントの共同運営等、会員同士の交流やイノベーション創出を促進するための活動のサポート

その他、本事業の目的を達成するために必要な活動のサポート

Megirba は、会員サービスの内容を変更することができる。

第5条（会員）

会員の対象は、創業前または創業後3年以内の者とする。

第6条（入会）

スタートアップメンバーに入会しようとする者（以下「申込者」という。）は、指定するオンライン上の様式において、本規約及び個人情報保護方針（プライバシーポリシー）の内容に同意した上で申込みものとする。

入会には審査を実施する。

第7条（会員期限）

会員の有効期限については、1年。希望ある場合は審査の上、最長3年まで延長可能とする。

第8条（資格）

申込者は、第7条による入会を認められ、Megriba から通知を受けた日をもって会員としての資格を有するものとする。

第9条（面談）

会員は入会初年度は相談員（インキュベーションマネージャー）による面談を、月に1度受ける事とする。2年目以降は4カ月ごとに事業の進捗状況を、別途 Megriba が指定する方法で Megriba に報告をしなければならない。

第10条（会員の義務）

会員は、本制度で得た秘密情報を第三者に提供してはならない。

会員は、第3条の目的に鑑み、積極的に本制度の活動に参加するものとする。

会員は、会員登録の内容に変更が生じた場合、速やかに変更事項を Megriba に提出しなければならない。

会員は、Megriba の実施する成果ヒアリング等に協力しなければならない。

第11条（退会）

会員は、別途 Megriba が指定する方法で、任意に退会することができる。

第12条（費用）

スタートアップメンバーへの入会は無料とする。

第13条（コワーキングスペースの利用）

会員が、希望する場合はコワーキングスペースの月額会員（プレミアムメンバー）として月額5,000円で利用できるものとする。

本制度を退会した場合、翌月よりコワーキング会員費は月額10,000円となる。

第14条（禁止事項）

会員は、本事業において次の各号に定める行為を行ってはならない。

第3条に定める目的以外での施設利用。

他の会員その他第三者に対する、本事業を使った勧誘、斡旋行為

他の会員その他第三者の権利・利益を侵害する行為

他の会員その他第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又は他者の名誉若しくは信用を毀損する行為

本規約、公序良俗、法令若しくは刑罰法規等に違反し、又は事務局が不適切と判断する行為

第15条（会員の資格喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当すると Megriba が判断し、会員に通知した場合には、会員はその資格を喪失する。

本規約に違反した場合

本制度の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした場合

Megriba から連絡を取ることができない等、会員継続の意思がないと認められる場合

その他除名すべき正当な事由があると事務局が判断するとき。

第16条（免責事項）

Megriba は、本事業への参加に伴う会員同士の商談・取引・契約等について、何ら保証等するものではなく、これら及びこれらに基づいて生じたいかなるトラブル・損害についても一切の責任を負わない。

第17条（会員サービスの終了）

Megriba は、本会員サービスを終了することができる。

Megriba は、サービス提供終了の際、会員に事前通知を行うことで、終了に伴う責任を免れるものとする。

附 則

本規約は、令和7年4月1日から施行する。